

●財源の半分は保険料

介護保険は、40歳以上の人が納める保険料がたいせつな財源となっています。

介護が必要になったときに、誰もが安心してサービスを利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。

**保険料の納め方**

保険料は、年金から天引きする「特別徴収」と納付書や口座振替で納める「普通徴収」の2とおりの納付方法があります(図①)。

※旧1市2町で「特別徴収」や口座振替で納めていた人は、新たに手続きをする必要はありません。

※「普通徴収」の納期は、6月から翌年3月までの10期です。旧二丈町・志摩町の人は、8期(8月から翌年3月まで)から変更になります。

表① 第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料 保険料基準額:49,800円(第4段階下段の区分)

| 所得段階 | 対象となる人                                     | 基準額に対する割合 | 年間保険料   | (参考)平成21年度年間保険料 |          |
|------|--------------------------------------------|-----------|---------|-----------------|----------|
|      |                                            |           |         | 旧前原市            | 旧二丈・志摩町  |
| 第1段階 | ・生活保護受給者<br>・老齢福祉年金受給者で、かつ市民税世帯非課税の人       | 0.50      | 24,900円 | 24,000円         | 28,200円  |
| 第2段階 | 市民税世帯非課税者で課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人          | 0.50      | 24,900円 | 24,000円         | 28,200円  |
| 第3段階 | 市民税世帯非課税者で第1段階・第2段階以外の人                    | 0.75      | 37,350円 | 36,000円         | 42,300円  |
| 第4段階 | 市民税本人非課税者(市民税世帯課税)で課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人 | 0.91      | 45,310円 | 43,680円         | 51,888円  |
|      | 市民税本人非課税者(市民税世帯課税)で上記以外の人                  | 1.00      | 49,800円 | 48,000円         | 56,400円  |
| 第5段階 | 市民税本人課税者で合計所得金額が125万円未満の人                  | 1.10      | 54,780円 | 52,800円         | 66,552円  |
| 第6段階 | 市民税本人課税者で合計所得金額が125万円以上200万円未満の人           | 1.25      | 62,250円 | 60,000円         | 70,500円  |
| 第7段階 | 市民税本人課税者で合計所得金額が200万円以上300万円未満の人           | 1.50      | 74,700円 | 72,000円         | 84,600円  |
| 第8段階 | 市民税本人課税者で合計所得金額が300万円以上600万円未満の人           | 1.75      | 87,150円 | 84,000円         | 98,700円  |
| 第9段階 | 市民税本人課税者で合計所得金額が600万円以上の人                  | 2.00      | 99,600円 | 96,000円         | 112,800円 |

※平成21年度年間保険料の旧二丈町・旧志摩町は、福岡県介護保険広域連合Bグループの保険料。基準額に対する割合の第4段階上段の区分は0.92、第5段階は1.18。第8段階の合計所得金額は300万円以上400万円未満、第9段階の合計所得金額は400万円以上。  
※老齢福祉年金とは、明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や他の年金を受給できない人に支給される年金。  
※合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を差し引いた金額。

図① 特別徴収と普通徴収の対象者

**特別徴収の人**

老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金を年額18万円以上受給している人

年金から天引き(通知書は6月下旬発送)

**普通徴収の人**

①年金の年額が18万円未満の人  
②今年度に65歳になった人  
③今年度に他の市区町村から転入してきた人  
④その他

納付書や口座振替で納付(通知書は6月中旬発送)

※上記の②、③の人は、特別徴収の対象者に該当する場合であっても、今年度は普通徴収で納付いただきます。

市・県民税

市では、平成22年度市・県民税(個人住民税)納税通知書を、6月10日ごろ発送します。

なお、平成22年度の個人住民税から適用される、税法改正の主な項目は、次のとおりです。

年金特別徴収

平成22年度から、住民税の公的年金からの特別徴収(天引き)を開始します。

年金からの特別徴収に該当する人は、納税通知書の3枚目下段に記載。実際に年金からの特別徴収が開始されるのは、22年10月からです。

詳しくは、納税通知書折り込みチラシや広報5月15日号をご覧ください。

年金からの住民税の特別徴収は、納税の方法が変わる

だけで、住民税の負担額が増えるものではありません。

住民税からの住宅ローン控除

平成21年から25年までに住宅の新築・入居などをし、所得税の住宅ローン控除を受けた人は、21年分以後の所得税から控除しきれなかった控除額が、翌年度分の個人住民税から97500円を限度に控除されます。

この控除を受けるための市への申告は不要です。

納税(入)通知書を6月中旬に送付します

市・県民税 介護保険料 国民健康保険税

また、平成18年以前に入居した場合の個人住民税の住宅ローン控除も同様に、原則市への申告は不要です。

金融証券税制

上場株式等の配当、および上場株式等の譲渡による収益にかかる税率の軽減が延長されます。また、上場株式等の配当所得と上場株式等に係る譲渡損失との間で損益通算(赤字の調整)が行える特例が創設されました。

寄附金税額控除

平成22年度から県民税の条例指定寄附金控除の適用が開始されます。

条例により指定した平成21年中の寄附金から、申告により一定額を「寄附金税額控除」として住民税の所得割から控除します。

介護保険料

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みです。その財源は、40歳以上の人が納める保険料と国・県・市の公費からなっています。市では、今月に65歳以上の人の保険料を決定し、納入通知書を送付します。

今年度以降の保険料

合併年度の平成21年度分保険料は、旧1市2町それぞれの保険料を引き続き適用してきました。

市では、合併に伴って、新

たに策定した「糸島市介護保険事業計画」に基づいて、平成22・23年度の保険料を決定しました。

これにより平成22年度分保険料から、この保険料を適用します(表①)。

